

こども・若者の居場所づくり
基本方針の策定に向けて
(答申書)

令和6年12月16日

柏市社会教育委員会議

はじめに

昨年度(2024 年 2 月)に,生涯学習部長から社会教育委員会議長に宛てた「こども・若者の居場所づくり基本方針の策定に向けて」との諮問書をお受けしました。

今期の社会教育委員会議では,特に中高生世代の居場所づくりについて協議を重ね,ここに「答申」をお渡しするに至りました。

この答申書では,これまでの協議内容や,視察を通じて得た知見も踏まえて,今後の柏市におけるこどもたちへの居場所づくりを進めるにあたり,その運営に際して必要と考えられる視点をまとめました。

こどもたちが自分らしく過ごせる,安全・安心な居場所づくりが実現されることを願っております。

柏市社会教育委員会議
議長 寺本 妙子

目次

1 こども・若者の居場所づくりに係る国や県の動向	
(1) 国の動向	1
(2) 県の動向	2
2 こども・若者を取り巻く環境	
(1) 柏市の将来人口推計	3
(2) 学校現場での状況	3
(3) 社会状況等	4
3 こども・若者の居場所の必要性	6
4 柏市の中高校生へのアンケート調査	8
5 こども・若者の居場所づくりに関係する柏市の取組	
(1) 中高生世代の居場所	10
(2) 児童センターにおける中高生の居場所事業	10
(3) 公共施設内の学習スペース	10
(4) 放課後子ども教室	10
(5) こどもルーム(放課後児童健全育成事業)	11
6 こども・若者の居場所の実例(先進自治体の視察から)	
(1) 文京区青少年プラザ(b-lab)	12
(2) 杉並区児童青少年センター(ゆう杉並)	13
7 こども・若者の居場所づくり基本方針の策定に向けて(答申)	
(1) こども・若者の居場所づくりの必要性について	14
(2) 柏市におけるこども・若者の居場所づくりの現状と課題	14
(3) 柏市社会教育委員会議からの意見	14
(4) 柏市社会教育委員会議からの要望	15
資料	16

1 こども・若者の居場所づくりに係る国や県の動向

(1) 国の動向

国においては、令和5年にこども家庭庁が発足し、教育と福祉の連携のもと、小中高生の居場所づくりを進めている。

例えば、少子化社会対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困の解消に向けた対策はそれぞれの法律、白書、大綱に分かれていたが、こども基本法の制定により、これら3分野を一体的に取り組むために「こども大綱」を定めることとした。

この「こども大綱」において、こども施策の基本的な方針等を定めており、居場所づくりの必要性が示されている。

また、「こどもの居場所づくりに関する指針」も定めており、こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点が示されている。

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画の上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

（こども家庭庁 こども大綱説明資料）

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① **こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所**
 ー こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要
- ② **こどもの権利の擁護**
 ー こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要
- ③ **官民の連携・協働**
 ー 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様なこどもの居場所がつけられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めた人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

(こども家庭庁 こどもの居場所づくりに関する指針概要版)

(2) 県の動向

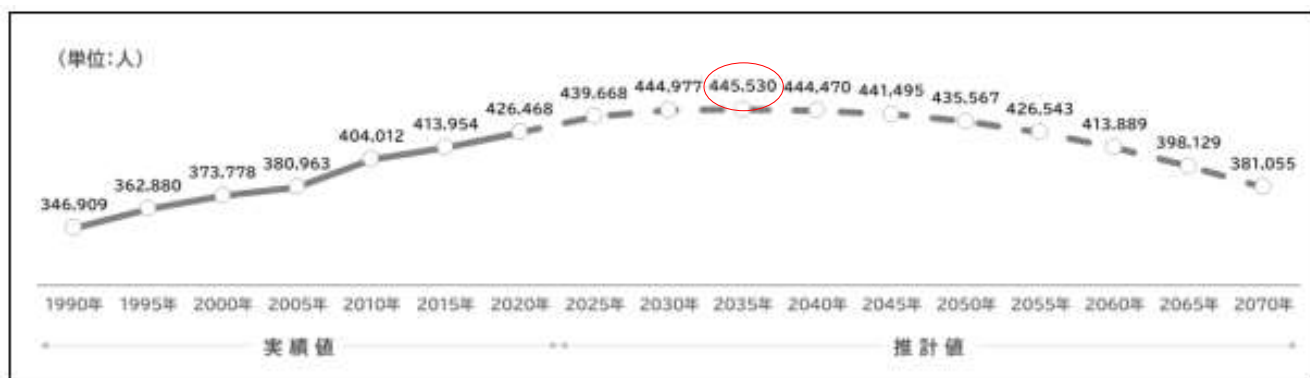
都道府県は国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられており、千葉県では令和6年度中に「(仮称)千葉県こども計画」の策定を予定している。

こうした国・県の動向を踏まえ、柏市におけるこども・若者の居場所づくりについて検討するに当たり、こども・若者を取り巻く環境や、当事者の思い、柏市及び他市の取組状況等を整理したい。

2 こども・若者を取り巻く環境

(1) 柏市の将来人口推計

柏市における総人口は2035年の445,530人をピークに減少局面に入り、特に10歳から19歳の若年人口は2030年をピークに減少し、2045年には約3人に1人が65歳以上になると見込まれている。



	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070
10～14歳	18,941	18,782	18,082	17,886	17,767	17,162	16,452	15,502	14,538	13,626
15～19歳	19,128	19,366	19,098	18,311	18,128	18,032	17,436	16,723	15,764	14,783
合計	38,069	38,148	37,180	36,197	35,895	35,194	33,888	32,225	30,302	28,409

(柏市将来人口推計 2023 年 10 月)

(2) 学校現場での状況

学校現場においては、不登校やいじめといった課題がある。

不登校等児童生徒数は増加しており、令和元年度と令和5年度との比較では、小学生は2.7倍、中学生は1.8倍の増加である。

また、小中学校に通えない児童・生徒を支援する教育支援センターの利用者数も2.1倍に増加している。

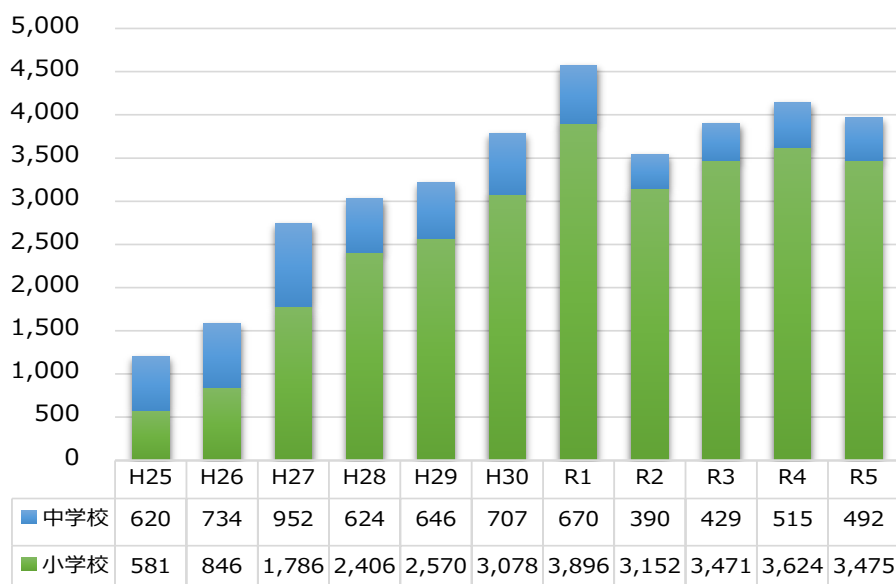
	令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	長欠	不登校	長欠	不登校	長欠	不登校	長欠	不登校	長欠	不登校
小学生	733	347	460	314	356	233	284	177	269	101
中学生	898	589	678	492	552	373	463	322	485	278

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
教育支援センター 通室者数	191	137	109	100	87

(柏市における不登校等児童生徒数及び教育支援センター利用者数)

いじめの認知件数も全体的に増加傾向にあるが、特に平成27年度に件数が増加した理由としては、同年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、取組が広く認知され、早期対応が可能となったと推測される。

一方、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策として3ヶ月の休校期間があったことや、交流を控える流れが影響していたと推測される。



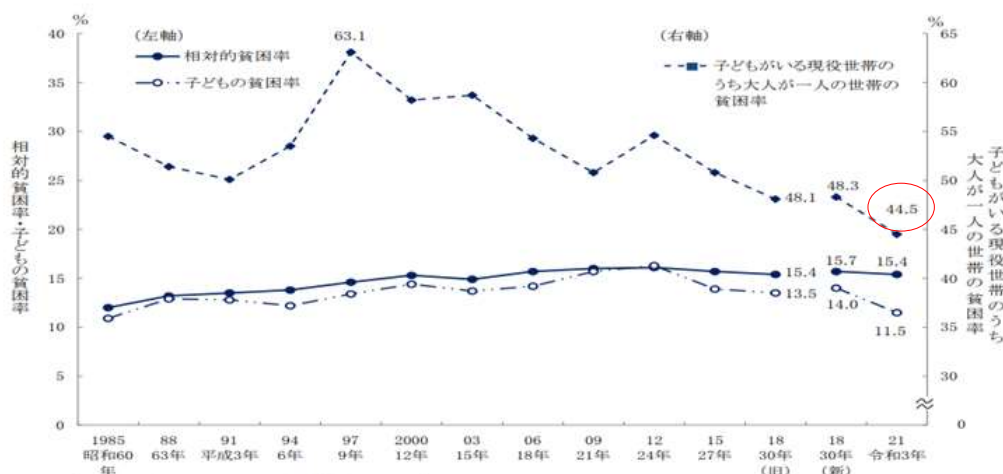
(柏市におけるいじめの認知件数)

(3) 社会状況等

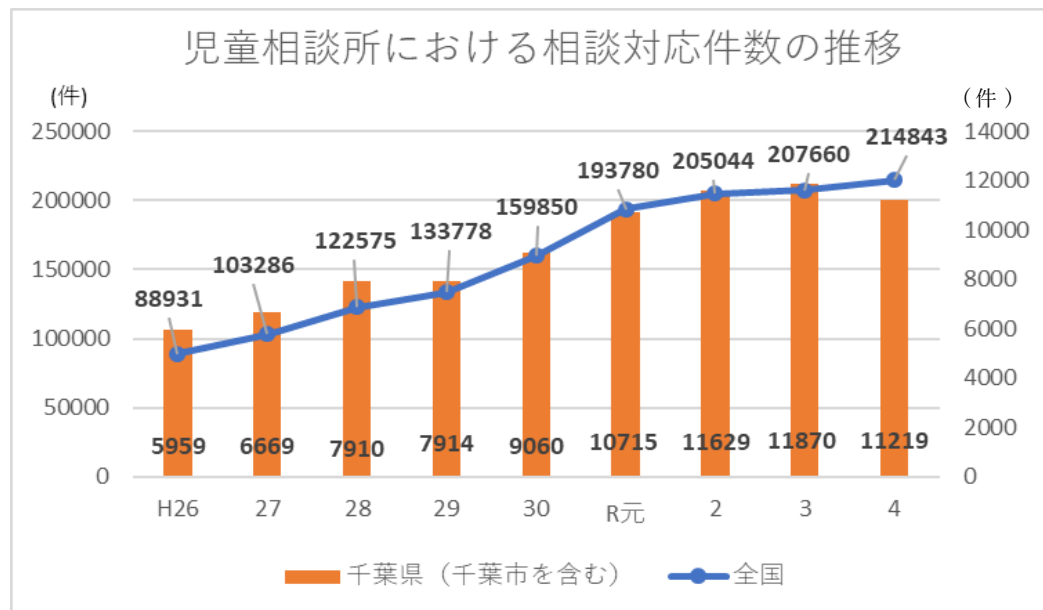
社会状況を見ると、こどもの貧困や児童虐待、共働き世帯の増加等がある。

国民生活基礎調査からこどもの貧困率を見ると、相対的貧困率はほぼ横ばいで推移しており、令和3年のこどもの貧困率は11.5%に対し、1人親世帯の貧困率は44.5%である。

図13 貧困率の年次推移



また、令和4年度における児童虐待相談対応件数は214,843件であり、5年前の平成29年度から1.6倍の増加をしている。



（令和4年度千葉県の児童虐待の状況（確定値）について）

社会状況の1つとして、専業主婦世帯と共働き世帯の推移を見ると、1997年に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、以降は世帯数差の開きが拡大している。



（令和5年度厚生労働白書における共働き等世帯数の年次推移）

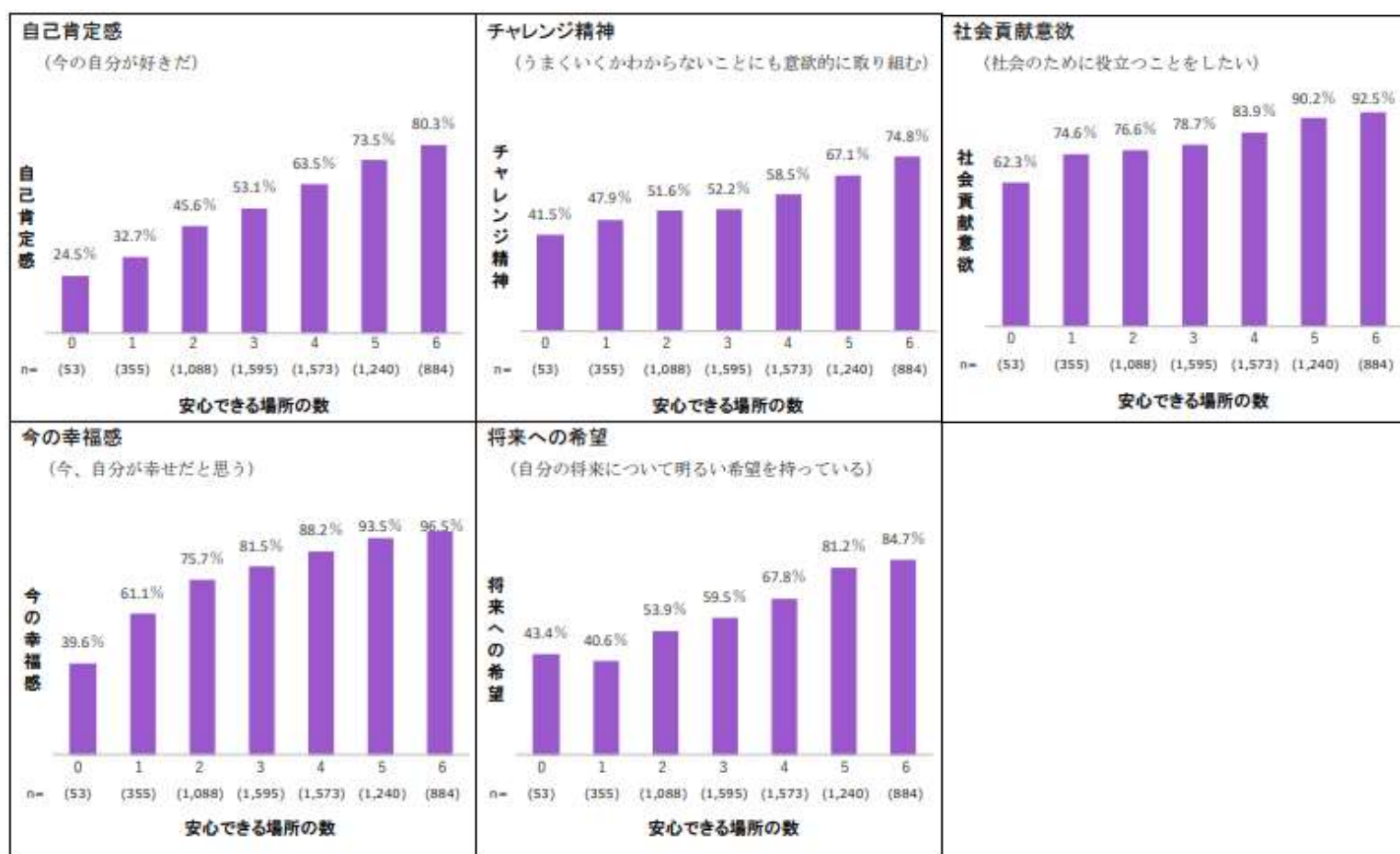
3 こども・若者の居場所の必要性

居場所について、こども大綱には次のように記載されている。

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。

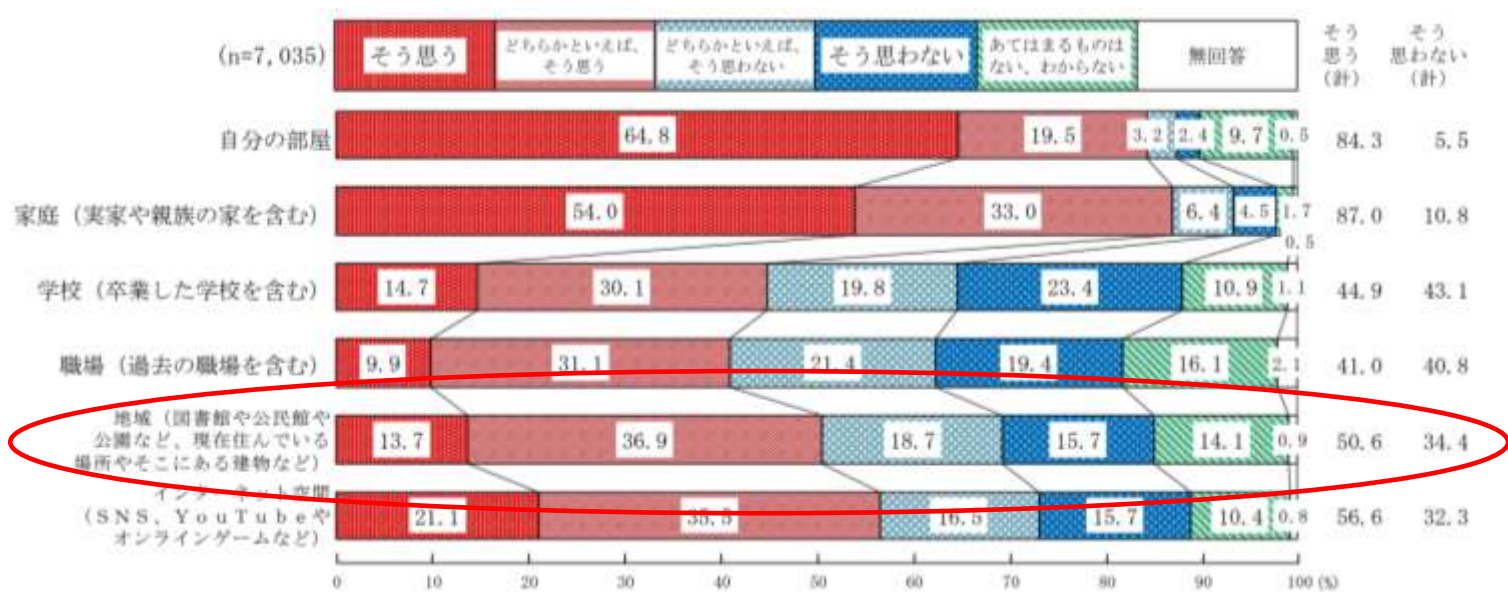
国の調査では、安心できる場所の数が多いほど、自己肯定感、チャレンジ精神、社会貢献意欲、幸福感、将来への希望等を感じる人が多くなるとの結果が報告されている。

しかしながら、地域（図書館・公民館や公園など、地域にある場所や建物）を居場所と認識している子どもの割合が少なく、地域の資源が十分に活用されていない。



（令和 4 年度こども・若者の意識と生活に関する調査）

あなたにとって居場所（ほっとできる場所，安心できる場所）になっているか



（令和4年度子ども・若者の意識と生活に関する調査）

4 柏市の中高生へのアンケート調査

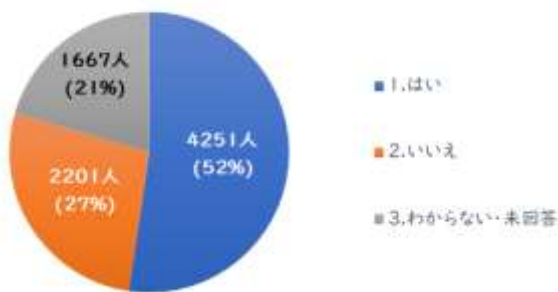
柏市の中高生が居場所についてどのように考えているのか。

事務局が市立中学校及び高校の生徒や、柏市の施設を利用する中高生に対してアンケートを実施した。

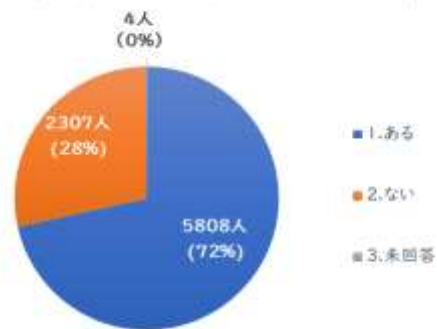
「家や学校のほかに居場所がほしいか」(設問3)との質問では、52%が家や学校のほかに居場所(以下、第三の居場所)を求めている。

また、「家や学校のほかに居場所があるか」(設問4)との質問では、72%が第三の居場所があると回答している。

家や学校のほかに居場所がほしいか(設問3)



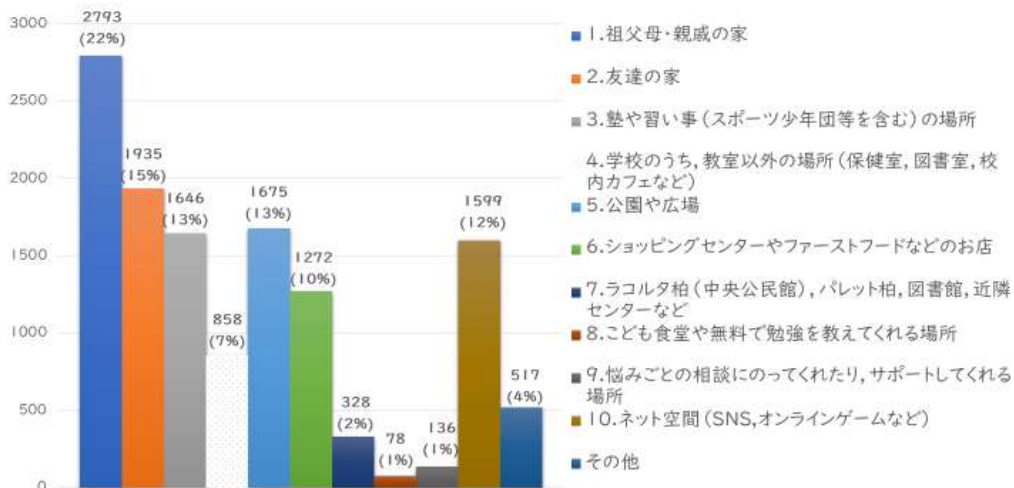
家や学校のほかに居場所があるか(設問4)



「第三の居場所がある人の居場所がどのような場であるか」(設問5)との質問の回答上位は「祖父母・親戚の家」が22%,「友達の家」が15%,「公園や広場」と「塾や習い事(スポーツ少年団等を含む)の場所」がほぼ同数で13%であった。

それはどんな居場所か(ハード面)(設問5)

設問4「居場所がある」とした方のみ回答



また、「第三の居場所がない」と答えた人にその理由を聞いたところ、「自分がやりたいこと（本・漫画やゲームなど）ができる場所がない」が28%、「お金がかかる、時間が合わないなど気軽に通える場所がない」が26%、「話し相手や相談できる人がいる場所がない」が18%、「利用するルールが厳しく自由に過ごせる場所がない」が15%であった。

「居場所がない」と感じる理由（設問7）

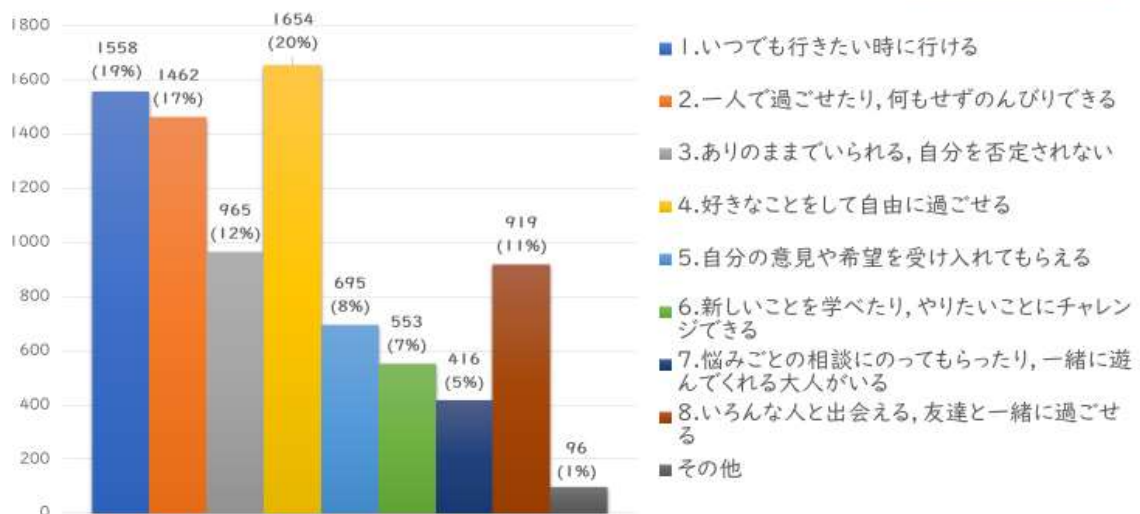
設問4「居場所がない」とした方のみ回答



同じく居場所がない人に「どのような居場所なら行ってみたいか」と聞いたところ、「好きなことをして自由に過ごせる」が20%、「いつでも行きたい時に行ける」が19%、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」が17%であった。

どんな居場所なら行ってみたいか（設問8）

設問4「居場所がない」とした方のみ回答

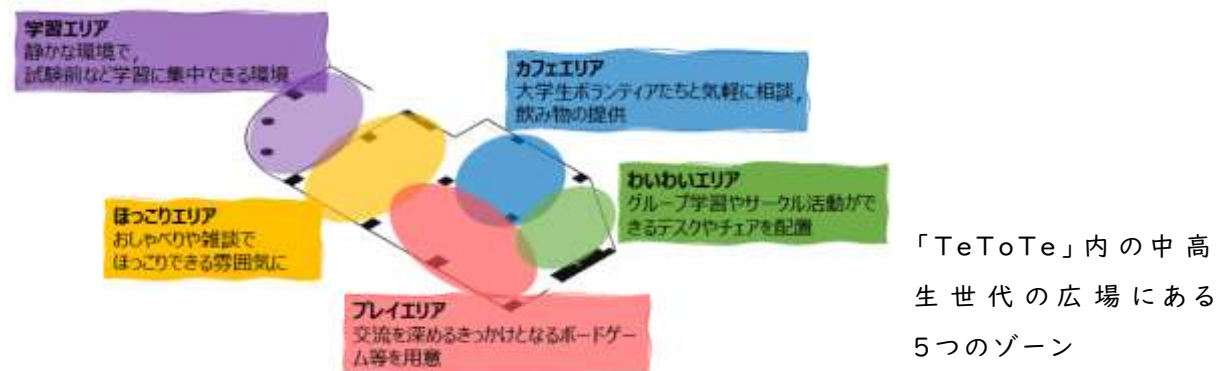


5 こども・若者の居場所づくりに関係する柏市の取組

柏市の居場所づくりを考えていくにあたり、現在進めている取組について紹介したい。

(1) 中高生世代の居場所

柏駅前の子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」内にて、中高生世代が自由に過ごすことができる居場所を、2024年12月から提供する。



また、令和8年度中に開所予定の（仮称）柏市こども・若者相談センターにおいても、中高生世代の居場所を整備予定である。

(2) 児童センターにおける中高生の居場所事業

篠籠田と豊四季にある児童センターでは、「中高生のじかん」を設け、利用を促進している。

(3) 公共施設内の学習スペース

パレット柏のオープンスペースや、ラコルタ柏の学習スペースにて、多くの中高生世代が勉強をしている。

(4) 放課後子ども教室

① 補充学習型（ステップアップ学習会）

小学2～3年生を中心に週1回程度の開催で、令和元年度に市内小学校の全校で実施した。

② 居場所型

2024年10月から、モデル校である高柳小学校にて、全校生徒を対象とした、緩やかな見守りのなかで、小学生が自由に過ごせる居場所を提供する。今後、数年をかけて市内全小学校での実施を予定。

③ 夏休みこども教室

夏休み期間に、ラコルタ柏等の公共施設にて、民間団体や市内高校、大学等と連携して体験講座を市内小学生を対象に実施している。



(補充学習型の様子)

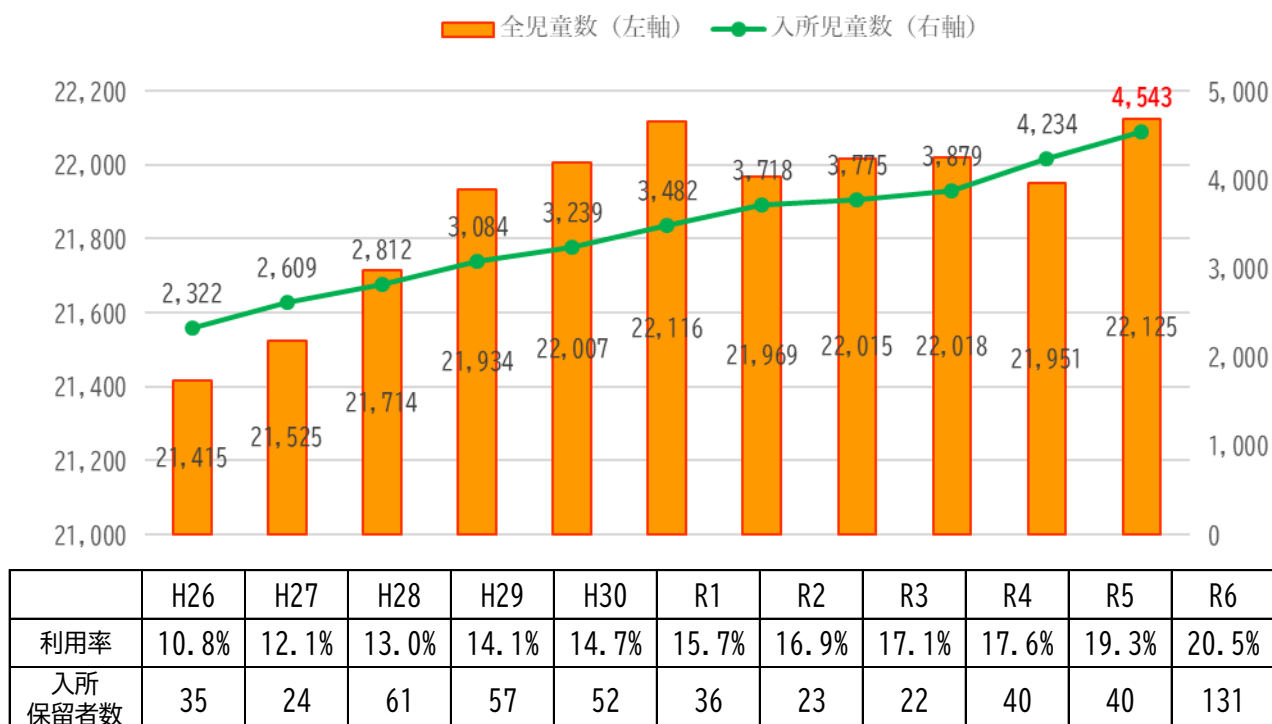


(夏休みこども教室の様子：理科実験)

(5) こどもルーム(放課後児童健全育成事業)

両親とも働いているなどの理由で、小学校から帰宅しても保育する人のいない小学1～6年生の児童を預かり、児童の健全な育成を図るための施設である。

なお、市内の児童数は横ばいであるが、全児童数に占めるこどもルームの利用者数は増加傾向にある。



6 こども・若者の居場所の実例（先進自治体の視察から）

（1）文京区青少年プラザ（b-lab）

ア 施設の概要

- ・文京区の複合施設である教育センター内に設置された中高生向けの施設
- ・施設コンセプトは「いつでも、なんでも挑戦できる中高生の秘密基地」
- ・年末年始を除いてほぼ年中無休、午前9時～午後9時で開館しているが、中学生は午後8時までの利用
- ・文京区に在住・在学・在勤の中高生世代が利用できる
- ・所管課は文京区児童青少年課であるが、認定特定NPO法人カタリバに運営業務を委託している
- ・大学生ボランティアの学生スタッフがおり、希望する利用者也ボランティアスタッフとして活動できる
- ・ホールや屋外のプレイヤード、卓球室、音楽室、自習室などの部屋があり、備品の貸出しもしている。

イ 主な運営内容

（ア）各種イベントの企画

利用者が興味をもつ講座や講演会の企画を行っている。自習サポートや、芸術体験、ロビーにあるキッチンを使った料理企画等、様々な企画が実施されている。

（イ）利用者とスタッフの交流

ロビーでのおしゃべりや、ちょっとしたお手伝いの募集、テーブルに貼られた謎解き問題等、利用者と交流できる機会を創出している。

（ウ）広報誌の作成

年に2回、「Cha-Cha-Cha」という広報紙を発行し、文京区内の中学・高校に配布している。また、広報紙の作成には中高生ボランティアも参加している。



(2) 杉並区児童青少年センター(ゆう杉並)

ア 施設の概要

- ・中学生・高校生が文化や芸術,スポーツなど自主的な活動をし,活き活きと交流できる居場所を提供
- ・施設コンセプトは「ようこそ,ゆう杉並へ!」の気持ちで暖かく迎える,ロビーワークの強化,地域連携の推進
- ・年末年始,毎週第2・第4月曜日を除いて開館しており,火曜～土曜は午前9時～午後7時まで,月・日曜及び祝日は午前9時～午後5時まで
- ・保護者同伴の乳幼児と,小・中・高校生が利用できる
- ・所管課は杉並区児童青少年課であり,正規職員は全員保育士資格の保有者で,会計年度任用職員も社会福祉士等の資格保有者が配置されている。
- ・体育館,音楽室,自習室,ゲーム室等の部屋があり,備品の貸出もしている。また,自由に過ごせるロビーに書籍や漫画が設置されている。

イ 主な運営内容

(ア) 中高生運営委員会

利用者の中から希望者を募り,区長から1年任期で任命された中高生で組織されている。

委員全員が集まる月に1～2回の定例会を基本に,広聴・広報・自主企画・見学交流の4つの活動も並行して行っている。

(イ) さまざまな企画

施設で行われる企画のほとんどが利用者の自主企画であり,職員はこどもたちがしたいことを,子どもたちでできるようにサポートをしている。

(ウ) オフィシャル活動(部活動)

ボーカル,演劇,アニメ,鉄道の4つのグループが,職員のサポートの下で通年で活動している。

活動のきっかけは「自分の好きなことをしたい」から始まっても,活動には発表の場等の他者への披露の機会があり,そうした場で褒められたり,喜ばれる経験を通じて自己有用感の向上も狙っている。



(杉並区ゆう杉並ホームページから転載)

7 こども・若者の居場所づくり基本方針の策定に向けて(答申)

柏市社会教育委員会議は、これまで2年にわたり、こども・若者の居場所づくりについて議論をし、次のとおり答申するものである。

(1) こども・若者の居場所づくりの必要性について

国におけるこども政策は、これまで施策ごとに省庁や法律が分かれていたが、こども家庭庁の発足を契機に、教育と福祉の連携のもとで進められており、特に居場所づくりについて基本的な視点を示した上で、地方自治体の取組を推進している。

また、こどもたちを取り巻く環境として、少子高齢化や不登校・いじめ件数の増加、貧困等の課題がある一方、居場所をより多く持つ程、こどもの自己有用感や幸福感等が上昇することもわかっており、こどもたちの身近な地域に居場所を整備する必要があると考える。

(2) 柏市におけるこども・若者の居場所づくりの現状と課題

柏市では令和6年度中の策定を目指し、市の最上位計画である柏市総合計画をはじめ、「柏市子ども・子育て支援事業計画」や「柏市子どもの貧困対策推進計画」等の子どもの居場所づくりに関連する各種計画の更新が進められているところである。

市の居場所づくり基本方針を策定するにあたっては、国・県の指針や計画はもとより、市長部局が所管する上記計画や各種部門計画との整合性や補完性を確認するとともに、関連部署と議論を広げたり、深めたりする庁内横断的な検討体制の確立と検討時間の確保が必要と考える。

(3) 柏市社会教育委員会議からの意見

令和6年度中に策定予定の「(仮称)こども・若者の居場所づくり基本方針」については、教育委員会として改めて市長部局のこども関連部署等とともに、現在策定中の各種計画における現状把握や課題認識及び方針や計画内容の共有を図る必要があるため、今年度中の策定の見送りを求める。

一方で、当会議では、令和6年12月に開設する柏市子ども・子育て支援複合施設(TeToTe)5階の中高生の広場や、令和8年度中の開設を予定している(仮称)柏市こども・若者相談センター内の中高生世代の居場所の運営の指針となるよう、次のとおり基本的な考え方を整理した。

柏市における中高生世代の居場所づくりの基本的な考え方

①運営に係る基本的な考え

- ア 子どもにとって安全・安心な居場所であること
- イ 子どもの意見を聴き、運営に反映する居場所であること
- ウ 子どもの主体性を尊重する居場所であること
- エ 市民団体や企業等と連携・協働する居場所であること
- オ 居場所を必要とする全ての子どもに届く情報発信の場であること

②運営に係る取組例

- ア 運営マニュアルの整備
- イ 中高生モニターの活用
- ウ ルールメイキングへの子どもの参加
- エ プログラムの充実（過ごしやすい居場所づくり）
- オ 市民団体等との連携
- カ 情報発信の強化
- キ 相談体制の構築と関係機関との連携

(4) 柏市社会教育委員会議からの要望

これまでの議論を踏まえて示した「柏市における中高生世代の居場所づくりの基本的な考え方」に基づき、中高生世代に寄り添った居場所づくりを進めること、また、中高生を対象とした既存の児童厚生施設や社会教育施設等における居場所づくりにおいても参考とするよう求める。

更に、将来的な市町村こども計画の策定も見据えながら、こども・若者の居場所づくりに関する方針の位置づけや盛り込むべき内容、策定期間についても十分な議論と検討を期待したい。

資料

○委員一覽	17
○諮問書	18
○会議開催状況	20

柏市社会教育委員会 議員

議長	寺本 妙子	開智国際大学
副議長	荒井 真彦	柏市青少年健全育成推進連絡協議会
	渡邊 昭雄	柏市立柏第五中学校
	小西 智子	日本体育大学柏高等学校
	石垣 裕子	柏市障害者等社会参加コーディネーター
	西原 正男	さわやかちば県民プラザ
	高橋 史成	柏市社会福祉協議会
	鈴木 道貴	柏市PTA連絡協議会

※任期 令和 6 年 7 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日

	下地 今日子	みんなの子育て広場コーディネーター
	賀数 佳子	柏市民生委員児童委員協議会
	木村 博貴	市民公募
	松本 英	市民公募

※任期：令和 5 年 6 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日

柏教生第1571号
令和6年2月21日

柏市社会教育委員会議
議長 寺本 妙子 様

柏市教育委員会
教育長 田 牧 徹

こども・若者の居場所づくり基本方針の策定に向けて（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

全てのこども・若者が健やかに幸せに成長し、活躍できる社会を目指して、柏市における「こども・若者の居場所づくり基本方針」（以下「基本方針」という。）の策定に向けて諮問します。

2 添付書類

別紙のとおり

1 背景

地域のつながり方の変化や少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、地域コミュニティのなかで育つことが困難になっています。

他方で、こどもや若者を取り巻く環境は、児童虐待の対応件数の増加、不登校、いじめ、自殺件数の増加など、厳しさを増すとともに複雑かつ複合化しています。

居場所があることは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、成長の過程において不可欠な要素であり、居場所がないことは、孤独・孤立の問題と関係している場合もあります。

このような背景を踏まえ、居場所の重要性が増しているなか、こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日 閣議決定）では、市町村における計画的な居場所づくりが求められています。

2 柏市におけるこども・若者の居場所づくり

本市でも、全ての小学生、中高生世代の若者が、安全・安心で、自分らしく自由に過ごすことができる居場所づくりが求められています。

そこで、様々な学びや多様な経験に接することにより、自己肯定感や自己有用感を高め、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資することが期待されているところです。

このため、市教育委員会では、現在、実施している小学生対象の放課後子ども教室について、ゆるやかな見守りのなかで自由に過ごすことができる居場所型への転換を予定しています。

また、中高生世代の若者については、子ども・子育て支援複合施設や（仮称）子ども・若者総合支援センターにおいて中高生世代の居場所事業を展開することとし、こども・若者の成長過程に応じた居場所づくりを推進する予定です。

3 諮問理由

上記のことを踏まえ、現況や課題を整理し、本市の特性を踏まえた安全・安心で、自分らしく自由に過ごすことができる居場所のあり方や方向性をまとめ、こども・若者の居場所づくりに関する基本方針を定めたく諮問いたします。

令和5・6年度社会教育委員会議開催状況

日時等	議題等
令和5年度 第1回 7月18日(火)	・委嘱状交付 ・令和5年度生涯学習部各課・館・所主要事務事業概要について ・中高生世代モニターからの報告 ・中高生世代の居場所の報告を基に,その居場所についての議論を深めていただきたい
第2回 11月25日(土)	・文京区青少年プラザの視察 ・文京区青少年プラザの視察から得たものについて
第3回 2月20日(火)	・令和6年度社会教育団体への補助金交付について ・第4次柏市生涯学習推進計画の進捗状況について ・諮問
令和6年度 第1回 7月20日(土)	・令和6年度生涯学習部各課・館主要事務事業概要について ・アンケート調査の結果について ・TeToTe5階に開設する中高生世代の居場所の運営方針に関して
第2回 10月4日(金)	・基本方針の策定に関する整理 ・杉並区施設の視察報告 ・柏市における中高生世代の居場所づくりの基本的な考え方について
第3回 12月16日(月)	・令和7年度社会教育団体への補助金交付について ・答申

